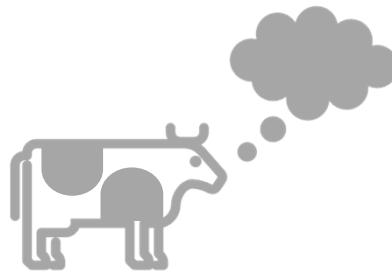


IV 酪農乳業需給変動対策特別事業について (Jミルク)



【振返り】令和3年度酪農・乳業意見交換会より

【需給調整の意義について】

我が国の生乳需給は、畜安法の下、飲用需要に対して優先的に生乳を供給し、飲用需要の変動を乳製品加工で調整することにより、酪農経営、乳業経営の安定を図る構造となっている。しかし、生乳需給が過剰に緩和すると乳製品在庫の積み増しに加え、乳製品工場を有するメーカー及びその地域の生産者に需給調整の負担が集中するなどし、そのような状況を放置すれば、**乳製品加工による需給調整の構造が破綻し、飲用市場も含めた生乳流通全体の安定を保つことができなくなるおそれがある。**

➡ **需給調整の恩恵は、全国すべての生産者、乳業者が享受**

不測の事態等による乳製品の需給変動に迅速に対処できる準備を、業界協働で構築する必要がある。



困ったときに使用する＝「保険」的な位置づけ

新たな基金を造成し、基金を基にした事業を設立

(事業趣旨)

酪農乳業の持続的な発展に需給の変動が大きく影響をおよぼす為、この影響を最小限に抑え安定的な産業の発展の下支えをすべく、国の指導等を受けつつ、乳製品の過剰在庫等への対応を図り、もって酪農乳業の経営の安定に貢献することを目的とする。

(事業実施主体)

①農業協同組合連合会

②需給変動対策基金に拠出する畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)(以下、「畜安法」という)第2条第4項第1号ロ、二及び三に定める対象事業者

③需給変動対策基金に拠出する生乳自主流通事業者等

④乳製品在庫調整実施乳業者

※在庫調整乳業者とは、本事業基金に拠出があり、乳製品の在庫調整を希望し認められた乳業者

基金に拠出しているすべての生産者、乳業者が事業を活用できる

(事業の内容)

需給変動対策基金から以下の対策について助成する。

- 1 乳製品在庫削減対策
事業実施主体が在庫削減のために脱脂粉乳等を飼料用への転用等、既存需要とは異なる新規需要の創出に資する特定市場に販売する取り組み。また、過剰在庫を長期保管する取り組み。
- 2 計画的増産対策(検討中)
生乳生産の増加を目的とした対策
- 3 本事業を円滑に推進を図るために必要な取り組みについて並びにJミルクにおける必要経費。
- 4 Jミルク理事会が認めた対策。

	状況	対策名	概要
1	乳製品が大幅な過剰になると見込まれる時	乳製品在庫削減対策	乳製品(脱脂粉乳、バラバター)の隔離及び在庫消化対応
2	乳製品が大幅に不足すると見込まれる時	計画的増産対策 (検討中)	

1.乳製品在庫削減対策①

(方法)

脱脂粉乳等を飼料用への転用、輸入調製品等の置換え並びに海外への輸出で販売をすることにより生じる価格差に相当する額また長期保管による経費へ助成する。

(対象事業実施主体)

農業協同組合連合会、在庫調整乳業者、需給変動対策基金に拠出する畜安法第2条第4項第1号ロ、二、三に定める対象事業者及び需給変動対策基金に拠出する生乳自主流通事業者とする。

(対象製品)

脱脂粉乳、バラバター

※在庫調整乳業者製造品(委託生産含む)を対象とし、本事業運営上での売買以外での製品(仕入)は対象としない
(本事業にて長期保管を実施する全国連との売買製品は対象)

(価格差助成)

指定する大口需要者価格から想定される利益等分を差し引いた価格から販売価格を差し引いた価格差を助成する。尚、国の事業が実施された場合は、その内容を踏まえた助成とする。

(助成単価算出の基本的な考え方 (単位:円/kg))

大口需要者価格－利潤等相当分－実販売価格＝助成単価

1.乳製品在庫削減対策②

(対策内容)

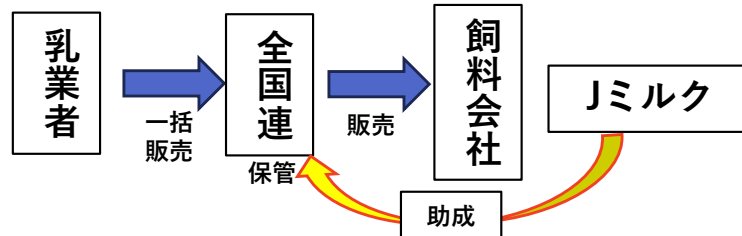
【脱脂粉乳】

第1実施対策

○在庫隔離及び在庫削減混合策

・Jミルクが指定する価格で全国連が在庫調整乳業者から一括購入し、市場から在庫を隔離する
(流動混合保管方式で実施)

- ・全国連から農系飼料会社に販売し消化する
- ・四半期毎に販売価格を設定し購入価格との価格差を助成
- ・保管料、入出庫料、運送費、負担金利分等を助成



第2実施対策

状況等を踏まえ上記第1実施対策では対応しきれないと判断した場合次の対策を併用実施する。

○事業実施主体が自ら販売策を実施する

- ・飼料向け販売策(対象:商系飼料会社)
- ・調製品置換え策(対象:内部置換、外部販売)
- ・海外輸出策(対象:国内売渡による海外輸出)
- ・指定する価格と販売価格との差を助成

【バター】

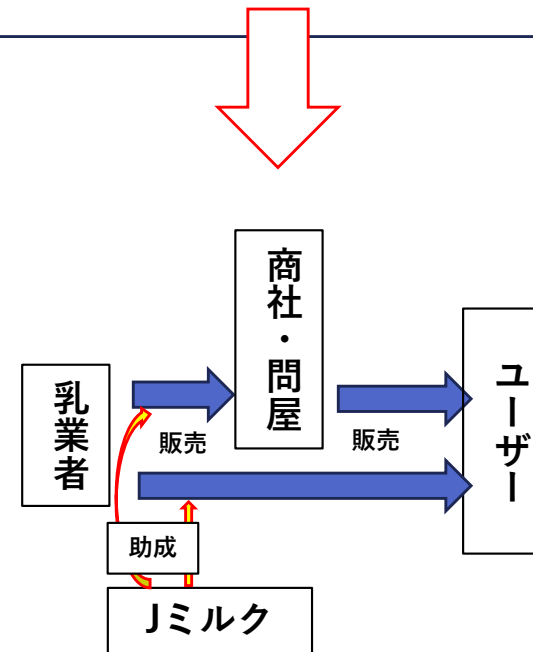
第1実施対策

○調製品置換え策(対象:内部置換、外部販売)

○海外輸出策(対象:国内売渡による海外輸出)

・指定する価格と販売価格との差を助成

但し、取引条件等は要検討



以下の指標等による生乳需給環境等を踏まえ、戦略ビジョン推進特別委員会にて検討後、Jミルク理事会の決議により決定する。

《乳製品在庫削減対策 実施に係る検討指標》

	実施に係る検討指標	詳細	検討開始指標		実施開始目安	
			脱	バ	脱	バ
1	国内における脱脂粉乳等の年度末在庫数量が一定基準を上回ると予測された場合	Jミルクが策定し公表する需給見通しの年度末在庫量が次の水準(在庫月数)を上回る	6.0ヶ月	5.5ヶ月	8.0ヶ月	6.5ヶ月
2	国内における脱脂粉乳等の在庫数量が一定基準を上回った場合	毎月公表される牛乳乳製品統計(農林水産統計)で、在庫数量が次の基準を2か月連続で上回る 尚、バラバター(冷凍)は形態別バターの需給表(独立行政法人農畜産業振興機構)で在庫数量が次の基準を連続で上回る	6.0ヶ月	5.5ヶ月 又はバラ バター 13.0ヶ月	8.0ヶ月	6.5ヶ月 又はバラ バター 16.0ヶ月
3	乳業者及び全国連で脱脂粉乳等の在庫数量が一定水準を上回った場合	Jミルクが実施する調査により、乳業者及び全国連の各団体において在庫水準が次の基準を調査実施月から6か月遡って2か月以上で上回る月がある、乳業者及び全国連が3団体以上ある	6.0ヶ月	5.5ヶ月	8.0ヶ月	6.5ヶ月

※在庫月数計算方法
当該月から12ヶ月前まで遡った一年間の当該社の平均需要量(kg/月)を
当該月末在庫で割る(小数点第2位を四捨五入)
但し、在庫対策等の特殊需要は除いて計算する

賞味期限
の1/3

過剰域の一步前

バターの需給(月別)

年・月		推定期末在庫量		推定出回り量		平均出回り量	在庫月数
			前年同月比		前年同月比		
2021/1	3/1	38,071	148.2	5,086	98.2	6,283	6.1
2	2	38,660	146.3	6,271	103.1	6,298	6.1
3	3	38,862	134.9	7,268	89.9	6,230	6.2
4	4	39,293	121.1	7,468	125.4	6,356	6.2
5	5	41,721	113.5	5,382	106.0	6,382	6.5
6	6	42,232	109.4	6,394	121.8	6,477	6.5
7	7	42,070	107.7	6,188	98.9	6,471	6.5
8	8	42,410	106.2	6,214	109.1	6,514	6.5
9	9	41,678	107.9	6,018	95.7	6,491	6.4
10	10	40,587	106.9	6,584	108.2	6,533	6.2
11	11	38,618	105.5	7,946	114.9	6,619	5.8
12	12	37,125	105.8	9,275	107.8	6,675	5.6

コロナ禍でバター在庫が厳しかった
タイミング

形態別バターの需給表(国内乳業メーカー等13社の集計)

年度・月		月末在庫量													
				バラ		ポンド・シート等		家庭用		バラ		ポンド・シート等		家庭用	
		(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	平均出回り	月数	平均出回り	月数	平均出回り	月数
3年	1	36,156	148.3	20,768	150.6	13,144	148.1	2,244	130.5	1,335	15.6	2,043	6.4	1,748	1.3
	2	36,689	146.7	21,874	157.6	12,711	131.4	2,104	144.5	1,320	16.6	2,054	6.2	1,754	1.2
	3	36,734	135.5	22,425	152.0	12,340	112.4	1,969	143.7	1,357	16.5	2,073	6.0	1,767	1.1
	4	37,249	122.0	23,163	141.5	12,050	94.1	2,036	150.5	1,418	16.3	2,182	5.5	1,753	1.2
	5	39,538	114.3	24,542	129.0	12,860	91.7	2,136	138.7	1,457	16.8	2,225	5.8	1,737	1.2
	6	40,062	110.0	25,233	124.1	12,921	89.6	1,907	113.9	1,511	16.7	2,261	5.7	1,733	1.1
	7	40,012	108.4	25,154	123.7	12,621	87.8	2,237	102.3	1,545	16.3	2,279	5.5	1,730	1.3
	8	40,323	106.7	25,045	122.0	12,818	87.2	2,460	96.0	1,583	15.8	2,303	5.6	1,733	1.4
	9	39,763	108.5	24,535	121.1	12,877	91.8	2,351	99.1	1,617	15.2	2,290	5.6	1,734	1.4
	10	38,784	107.4	23,908	119.1	12,389	91.3	2,487	100.7	1,665	14.4	2,311	5.4	1,733	1.4
	11	37,001	106.0	23,032	118.5	11,513	89.2	2,457	96.6	1,707	13.5	2,318	5.0	1,739	1.4
	12	35,589	106.6	22,637	117.3	11,105	90.1	1,847	104.6	1,747	13.0	2,341	4.7	1,731	1.1

《計画的増産対策 実施に係る検討指標》

	実施に係る検討指標	詳細
1	検討中	

《各対策共通 実施に係る検討指標》

検討指標に合致していないが 検討すべき状況になった場合	Jミルク戦略ビジョン推進特別委員会での協議の上、発動の可否について判断する
--------------------------------	---------------------------------------

《留意事項》

◎Jミルクが1月に公表する次年度の需給見通しで、事業実施の可能性が高いと見込まれる場合においては、戦略ビジョン推進特別委員会で迅速な実施の決定が行えるよう、予め1月に実施されるJミルク理事会に上程する。

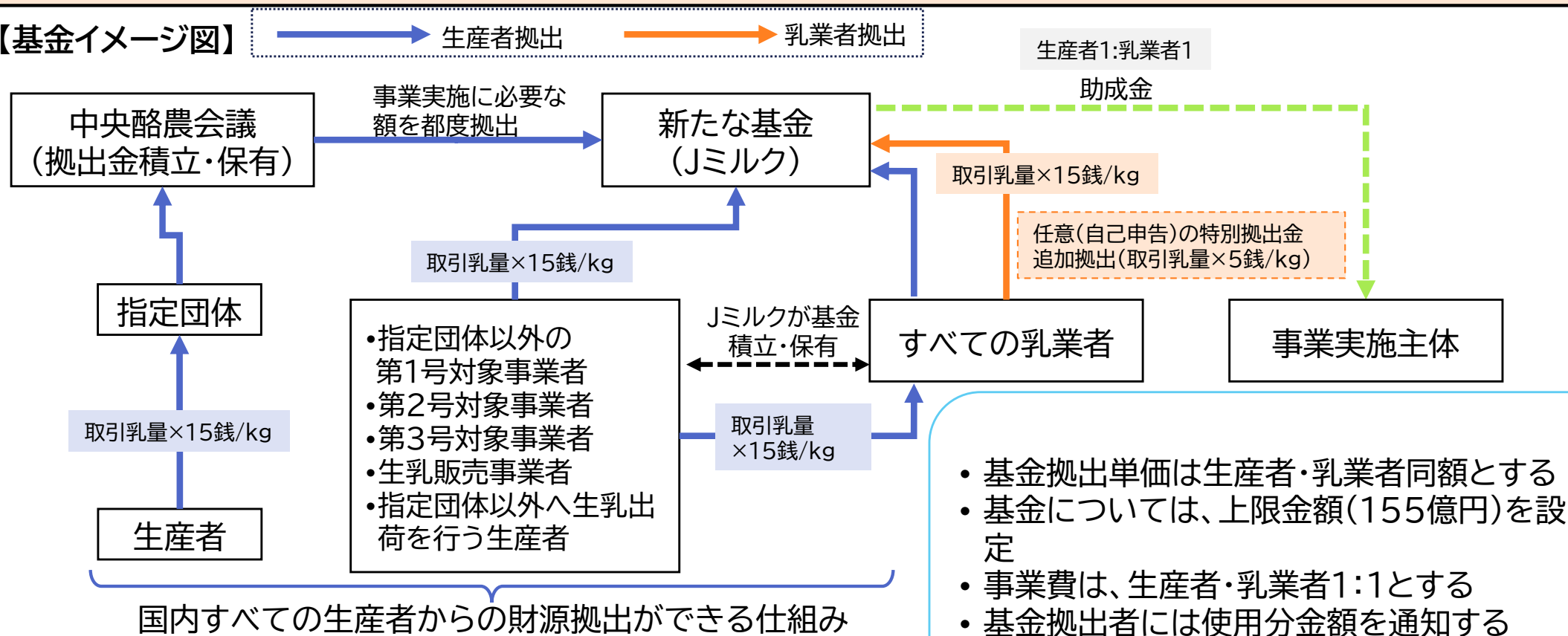
《各対策終了要件》

各対策共に、戦略ビジョン推進特別委員会にて需給状況等を踏まえ、継続又は終了を協議し、Jミルク理事会で承認を得る。

酪農乳業需給変動対策基金の概要

国内におけるすべての生産者、乳業者からの財源拠出により造成するものとし、その拠出方法及び管理等については、別に定める「酪農乳業需給変動対策基金要領」によるものとする。拠出額は、生産者・乳業者ともに需給変動対策金として取引乳量×15銭/kgの拠出を関係団体等の協力を得て依頼。

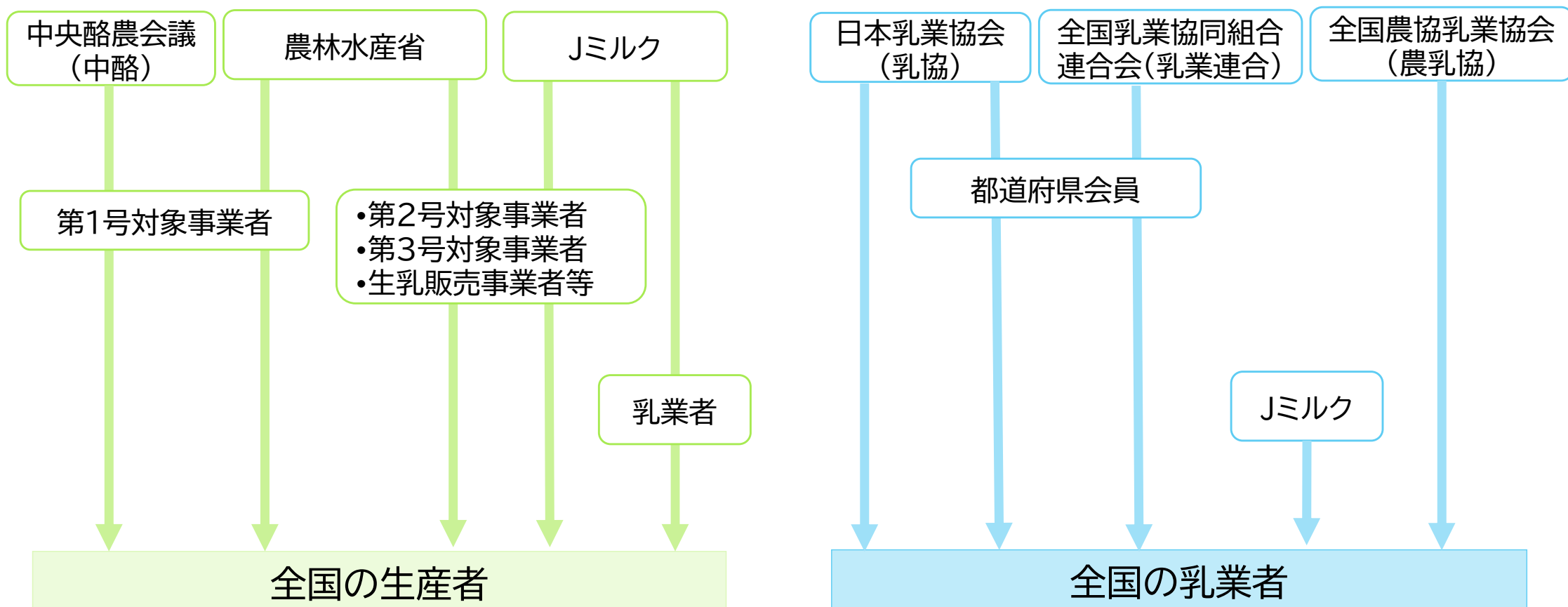
【基金イメージ図】



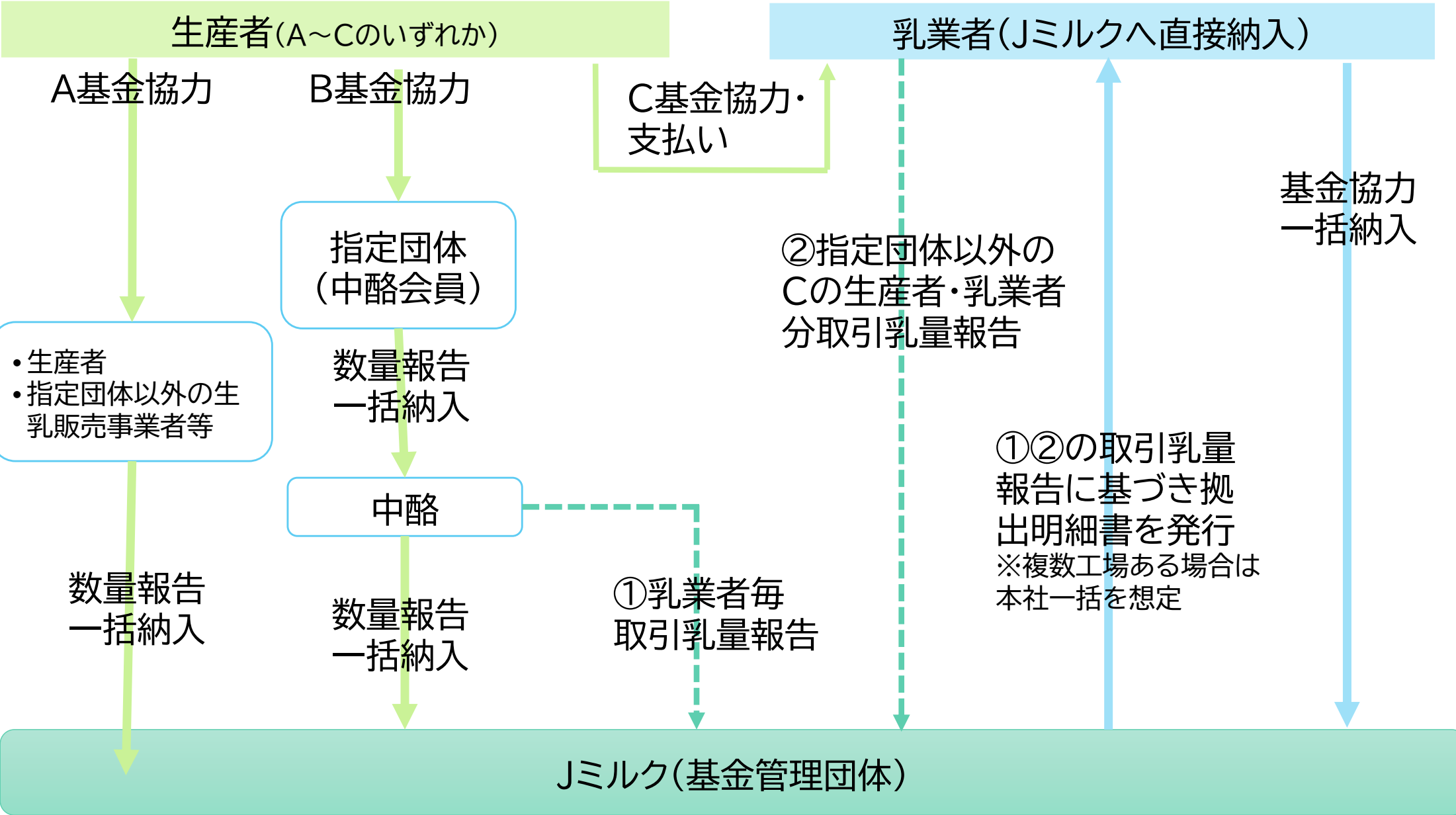
手続き等については別途説明会を開催予定

酪農乳業需給変動対策基金への協力依頼の仕組み

基金への拠出を全国すべての生産者及び乳業者を対象として本事業への協力を関係団体等の協力を得て会員等へ周知を依頼し、全国の関係関係者に参加いただけるよう取り進める。



Jミルクの所属会員・一般拠出金の拠出などにかかわらず事業へのご協力意向のある事業者に参加いただける仕組みを構築



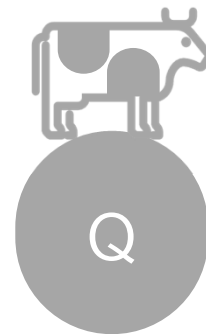
※基金への抛出は消費税は不課税として取り扱う

時期	項目	内容
3月19日以降	事業実施及び基金造成への協力依頼	酪農乳業関係団体を通じて生産者及び乳業者へ依頼文書を発信
4月上旬	基金拠出関係者向け説明会 予定	関係団体等を通じて全国の生産者・乳業者に事業内容及び基金造成方法について詳細をご説明
5月中	需給変動対策金納入同意書の提出	事業に賛同する生産者・乳業者から関係団体を通じてあるいは直接Jミルクへ提出
5月下旬	需給変動対策金のお支払手続き	Jミルクから納入依頼書の発行等を行い基金造成を開始
6月中	需給変動対策金同意者の公表	5月中に同意書をご提出いただいた生産者・生産者団体・乳業者等をJミルクウェブサイト公表

Jミルクお問い合わせ先
生産流通グループ TEL03-5577-7493
事業の内容に関すること 山崎 m-yamazaki@j-milk.jp
基金造成に関すること 関 y-seki@j-milk.jp

ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

V 事前質問への回答





Q

現状、全国協調対策への拠出金を、農協が代わりに負担していますが、各農家が拠出したとみなすことは可能でしょうか。

但し、積算根拠となる各農家ごとの生乳取引量及び拠出金額はリスト化し、提出は可能です。



A

認定事業への拠出は酪農経営体が負担することが原則ですが、事業者が肩代わりして納付する場合でも、当該酪農経営体が納付したものとみなすことは可能です。



Q

現在、生産者は指定団体出荷分に応じて生乳流通改善緊急事業などの補助金を受け取っていますが、取引乳量のうち一部（指定団体出荷分）のみ拠出している場合でも補助金等を受け取ることができますか？



A

取引乳量の一部のみ拠出している場合は、「全ての取引乳量に対して拠出を行うこと」という要件に違反するため、同事業の補助金の交付を受けることはできません。



現在、指定団体と系統外事業者に二股出荷をしています。指定団体への出荷割合が何割以上であれば、補助金の貰える額が拠出額よりも上回りますか。



補助金の貰える額の多寡によらず、本クロスコンプライアンスにより、全国的な生乳需給安定のための取組が拡大することは、牛乳乳製品の需給と価格の安定を通じて全ての酪農乳業関係者に裨益するものだと考えております。

なお、ご質問に関しては、生乳を出荷する事業者や、受益している補助事業が何であるかによって、試算結果は変わりますので一概には言えませんが、

例えば、北海道で、①国産チーズ生産奨励等事業、②生乳流通改善緊急事業、③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業による受取額を計算すると、

指定団体への出荷割合が1.5割～2割以上の生産者は、新たに拠出が必要となる金額よりも、補助事業で交付される金額の方が大きくなります。